

## 第 3 部

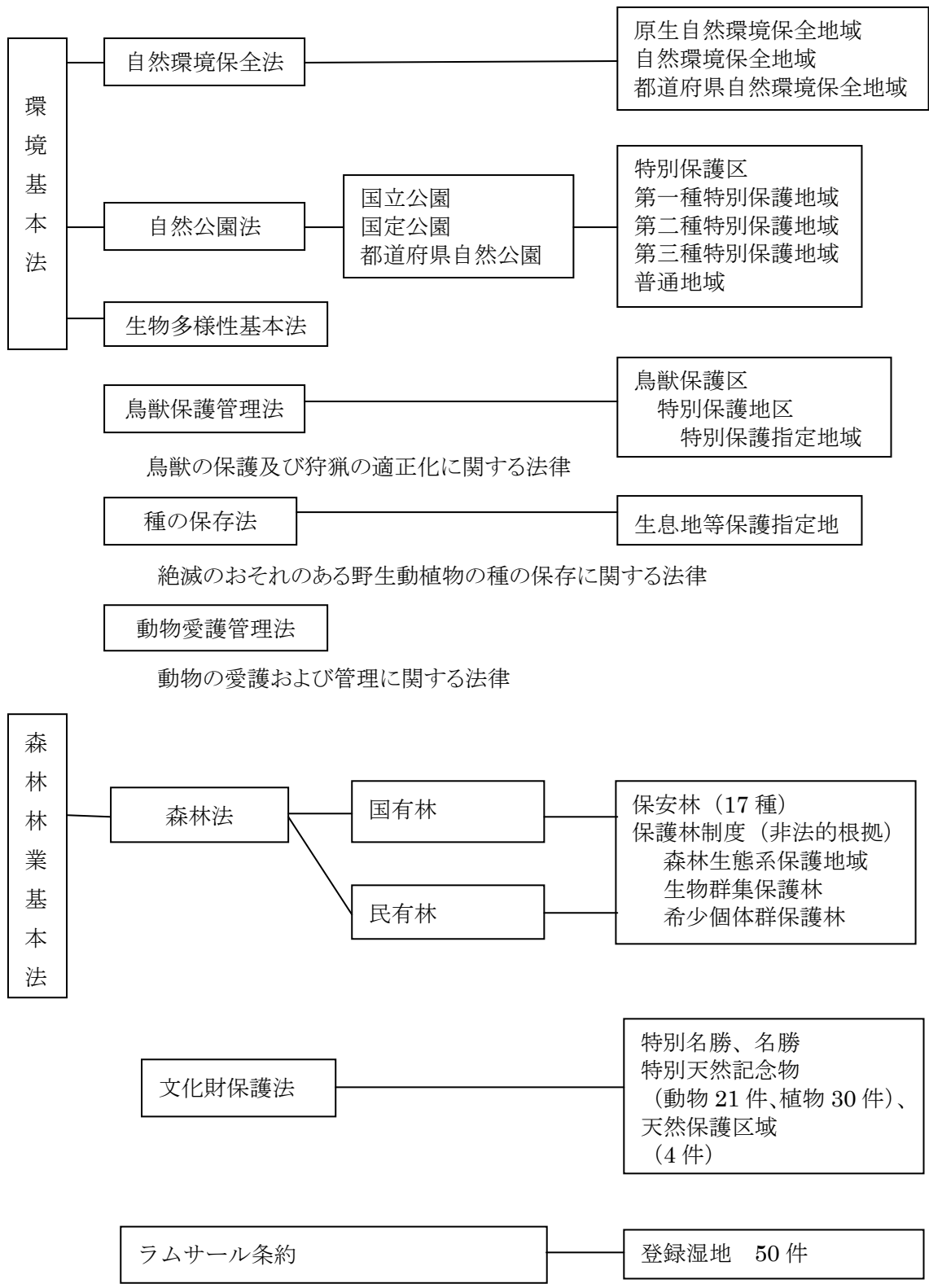
第3部では自然保護指導員の基礎知識として自然保護関連の法令等について述べます。



ウサギギク（至仏山）

### 第3章 法令と活動地域

#### 3.1 関係法令



(1) 環境基本法

日本の環境政策は、環境基本法を基本理念として、環境基本法に基づき、環境基本法を基本理念を謳っています。①環境の恵沢の享受と継承、②環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築、③国際的協調による地球環境保全の積極的推進

第一条(目的) この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

## (2) 自然環境保全法

自然公園法やその他の自然環境の保全のための法律と共に自然環境の適正な保全を総合的に推進することを目的として、以下の内容を定めています：①自然環境保全基本方針の制定、②原生自然環境保全地域の指定と保全、③自然環境保全地域の指定、保全および生態系維持回復事業、④都道府県による自然環境保全地域の指定と保全。

第一条(目的) この法律は、自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）その他の自然環境の保全を目的とする法律と相まって、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

## (3) 自然公園法

自然公園は、環境大臣が指定する国立公園・国定公園、都道府県知事が指定する都道府県立自然公園があり、いずれも自然環境の保護と快適で適正な利用が推進されています。土地の権原に関わらず地域が指定されているため、公有地のほか、民有地が含まれています。

国立公園は環境省が管理し、国定公園・都道府県立自然公園は都道府県が管理します。

2014(平成26)年3月時点で、国立公園は32箇所、国定公園は56箇所、都道府県立自然公園は312箇所指定されており、面積の合計は、日本の国土の約14%、東京都では36%を占めています。

この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としています。

第一条(目的) この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。

自然環境保全地域は自然環境の保全を目的としていることに対して、自然公園については自然環境の保護と同時に利用増進を図ることを目的としている点が異なります。自然環境保全地域等の区域は、自然公園の区域に含まれないものとされています。また、原生自然環境保全地域は保安林の区域も原則として指定対象外とされています。

## (4) 生物多様性基本法

第一条(目的) この法律は、自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）その他の自然環境の保全を目的とする法律と相まって、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

## (5) 鳥獣保護管理法(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)

第一条(目的) この法律は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保(生態系の保護を含む。以下同じ。)、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする

## (6) 種の保本法(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)

第一条(目的)この法律は、野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより、生物の多様性を確保するとともに、良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

## (7) 森林・林業基本法

第一条(目的)この法律は、森林及び林業に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

## (8) 森林法

第一条(目的)この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

## (9) 文化財保護法

第一条(目的)この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

## (10) ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約。生物多様性に富んだ重要な湿地を世界各国が保全し、湿地の恵みを賢明に利用していくことを目的。日本は1980年に締約国。2006年1月現在、33カ所が登録。奥日光の湿原、尾瀬など

## (11) 世界遺産条約(世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約)

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(以下、世界遺産条約)は、顕著で普遍的な価値を有する遺跡や自然地域などを、人類のための世界の遺産として保護、保存し、国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的。1972年にユネスコ総会で採択。1992年に条約締結。1993年から1999年まで、また2003年からも世界遺産委員会の委員国。文化遺産・自然遺産・複合遺産の3種。このうち自然遺産に登録される評価基準は「自然美」「地形・地質」「生態系」「生物多様性」のいずれかを満たすこと。知床(生物多様性、生態系)・白神(生態系)・小笠原(生態系)・屋久島(自然美、生態系)の4件。

## (12) その他の自然環境関係の国際条約、ユネスコ事業等

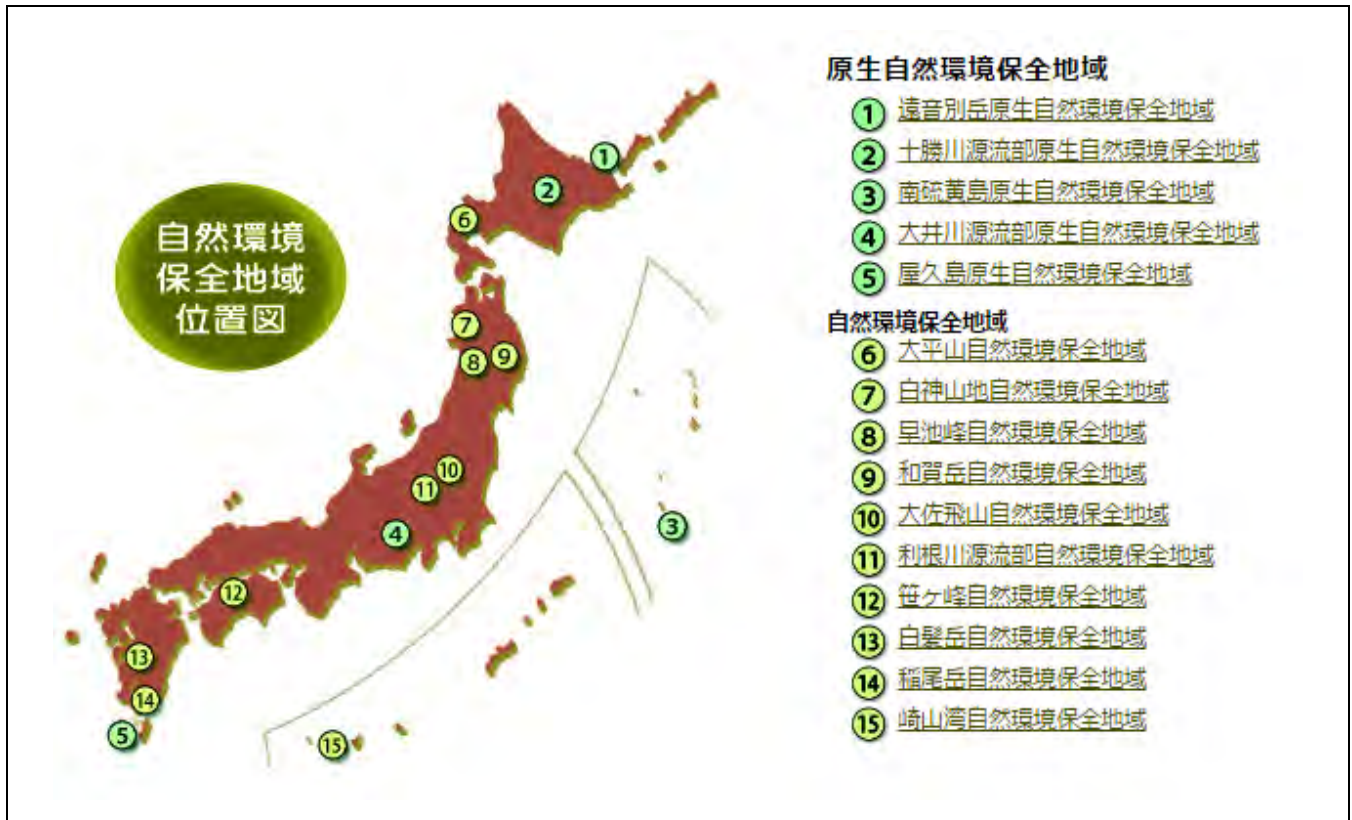
気候変動枠組条約(UNFCCC)、京都議定書、砂漠化対処条約(UNCCD)、国際熱帯木材機関(ITTO)、アジア森林パートナーシップ(AFP)、生物多様性条約(CBD)、カルタヘナ議定書、国際自然保護連合(IUCN)、ワシントン条約(CITES)、ロッテルダム条約(PIC条約)、ストックホルム条約(POPs条約)、ユネスコ事業(生物圏保存地域ユネスコエコパーク、ユネスコ世界ジオパーク)

## 3.2 法令指定地域

### (1) 自然環境保本法の指定地域

自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域です。ほとんど人の手の加わっていない原生の状態が保たれている地域「原生自然環境保全地域」と、高山・亜高山植生、天然林、特異な地形・地質、動植物の生息自生地など優れた自然環境を維持している地域があり、極力人為を加えずに後世に伝えることを目

的として指定される地域です。国が指定する「自然環境保全地域」および、都道府県が指定する「都道府県自然環境保全地域」からなっています。



地域の指定概要は次の通り。

地域区分	規制概要
原生保全地域	自然生態系に影響を与える行為は原則禁止 立ち入り制限地区：原則立ち入り禁止
自然環境保全地域 及び 都道府県自然環境保全地域	特別地区：各種行為は一定の基準に合致するもののみ許可
	野生動物保護地区：特定の野生動植物の捕獲、採取は原則禁止
	普通地区：各種行為は届出

行為の許可・届出

原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域：環境大臣・各地方環境事務所長

都道府県自然環境保全地域：都道府県知事

## (2) 自然公園法の指定地域

山や川、森林、植物群落などといった自然物からなる地域や場所で、山岳・河川・森林・島嶼・海中・湖沼など自然景観のほか、史跡・文化遺産の要素が含まれる景勝地、自然公園法から、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地として国立公園、国立公園に準ずる優れた自然の風景地として国定公園、優れた自然の風景地として都道府県が指定する都道府県立自然公園に区分されています。

### ① 国立公園

日本を代表するすぐれた自然の風景地を保護するために開発等の人為を制限するとともに、風景の観賞などの自然と親しむ利用がしやすいように、必要な情報の提供や利用施設を整備しているところです。自然公園法に基づいて国(環境省)の指定を受け、管理されています。

1931(昭和6)年に国立公園法が制定され、1934(昭和9)年に日本で最初の国立公園として、瀬戸内海、雲仙、霧島が指定されました。1957(昭和32)年には国立公園法を全面的に改定して自然公園法が制定され、

国立公園、国定公園、都道府県立自然公園といった現在の自然公園体系が確立されました。2007(平成 19)年に当時日光国立公園の一部だった尾瀬地域に会津駒ヶ岳、田代山地域を編入した「尾瀬国立公園」が新たに指定され、2012(平成 24)年には霧島屋久国立公園が一部拡張され、「霧島錦江湾国立公園」と「屋久島国立公園」に再編され、2014(平成 26)年 3 月に慶良間諸島国立公園が制定され、2015(平成 27)年 3 月に妙高戸隠連山国立公園、2016(平成 28)年 9 月に「やんばる」国立公園、2017(平成 29)年 3 月に奄美群島国立公園ことで、現在合計 34 公園、約 219 万 ha(国土面積の約 5.8%)が指定されています。

下図は 2016(平成 28)年度のもので、「やんばる」と「奄美群島」の両国立公園が未記載



国立公園と主な山岳

所在地域	国立公園	主な山岳
北海道	利尻礼文サロベツ	利尻山 (1721m)、
	知床	羅臼岳(1660m)、知床岳(1254m)、遠音別岳(1330m)
	阿寒	雌阿寒岳(1499m)、阿寒富士(1476m)、雄阿寒岳 (1370m)
	釧路湿原	(湖沼)
	大雪	旭岳(2291m)、十勝岳(2077m)、トムラウシ岳(2141m)、富良野岳(1912m)

東北	支笏洞爺 (UG)	恵庭岳 (1320m)、札幌岳 (1203m)、羊蹄山 (1898m)
	十和田八幡平	八甲田山 (大岳) (1585m)、乗鞍岳(1450m)、
	三陸復興 (G)	(海)
	磐梯朝日 (G)	月山(1980m)、朝日岳(1769m)、飯豊山(2105m)、北俣岳(2024m)、大日岳(2128m)、磐梯山(1816m)、安達太良山(1710m)、西吾妻山(2015m)
中部	妙高戸隠連山	妙高山(2454m)、火打山(2461m)、焼山(2400m)、雨飾山(1963m)、黒姫山(2053m)、飯綱山(1917m)、戸隠山(1904m)、西岳(2030m)
	上信越高原	朝日岳(1945m)、一ノ倉岳(1974m)、谷川岳(1977m)、仙ノ倉山(2026m)、三国山(1636m)
	中部山岳	朝日岳(2418m)～乗鞍岳 (3025m)
	白山 (G)(BR)	大笠山 (1822m)、笈ヶ岳 (1841m)、白山 (御前峰) (2702m)、別山 (2399m)、大長山 (1671m)、経ヶ岳 (1625m)
	伊勢志摩	前山 (528m)、鷲嶺(548m)、(海浜地域)
関東	日光	那須岳 (茶臼山) (1915m)、高原山 (釈迦岳) (1795m)、男体山(2486m)、女峰山 (2483m)、白根山(2578m)
	尾瀬	駒ヶ岳(2133m)、燧ヶ岳(芝安岳) (2356m)、至仏山(2228m)、帝釈山(2060)
	秩父多摩甲斐 (G)	雲取山(2017m)、甲武信岳(2475m)、国師岳(2502m)、金峰岳(2599m)、朝日岳 (2579m)、瑞牆山(2230m)、和名倉山 (2037m)、両神山 (1723m)
	小笠原	中央山 (319m)、乳房山(462m)
	富士箱根伊豆(UG)(G)	富士山(3776m)、三ツ峠山(1785m)、黒岳(1793m)、鬼ヶ岳 (1738m)、箱根山 (神山) (1438m)、金時山(1212m)、二子山(1065m)、達磨山(982m)、天城山(万三郎山) (1406m)、三原山(756m)
	南アルプス (G)(BR)	駒ヶ岳 (2966m)～光岳 (2591m)
近畿 中国 四国	吉野熊野 (G)	大普賢岳 (1780m)、八剣山 (1915m)、大台ヶ原山 (日出ヶ岳) (1695m)、(海)
	山陰海岸 (UG)	(海)
	瀬戸内海	(海)
	大山壱岐	大満寺山 (608m)、大山 (剣ヶ峰) (1729m)、三瓶山 (1126m)、蒜山 (神蒜山) (1199m)、朝鍋鷲ヶ山 (1074m)、毛無山(1218m)
	足摺宇和海	(海)
九州	西海	(海)
	雲仙天草 (G)	雲仙岳 (普賢岳) (1359m)、(海)
	霧島錦江湾 (G)	霧島山 (韓国岳) (1700m)、桜島 (湯の平) (373m)、(海)
	屋久島	宮之浦岳 (1936m)、永田岳 (1886m)、(海浜地区)
沖縄	沖縄群島	湯湾岳(694m)、(海)
	慶良間諸島	(海)
	西表石垣	於茂登岳(526m)、(海)
	やんばる	与那覇岳(503m)

注：(UG)ユネスコ世界ジオパーク、(G)日本ジオパーク、(BR)ユネスコエコパーク

## ② 国定公園

日本において国立公園に準じる景勝地として自然公園法に基づいて環境大臣が指定し、都道府県(知事)が管理するものです。1950(昭和25)年7月の琵琶湖国定公園、佐渡弥彦国定公園(現佐渡弥彦米山国定公園、耶馬日田英彦山国定公園)の3箇所の指定をはじめとし、2007(平成19)年8月までに62箇所の国定公園が指定されてきたが、その後に国立公園に昇格したものもあるため、現在は56箇所の国定公園が存在しています。最も新しいものは2007(平成19)年8月3日に指定された、京都府の丹後天橋立大江山国定公園です。

### 国定公園と主な山岳

注：(UG)ユネスコ世界ジオパーク、(G)日本ジオパーク、(BR)ユネスコエコパーク

地域	国定公園	主な山岳	地域	国定公園	主な山岳
北海道	暑寒別天売焼尻	暑寒別岳 (1,491m)、雨竜沼湿原	中部	鈴鹿	藤原岳 (1140m)、釈迦ヶ岳 (1091m)、御在所岳 (1209m)
	網走	(海)		室生赤目青山	尼ヶ岳 (957m)、大洞山 (984m)
	ニセコ積丹小樽海岸	ニセコアンヌプリ(1308m)、(海)	近畿	琵琶湖	伊吹山 (1377m)、比良山 (蓬萊山) (1173m)、比叡山 (大比叡)

					(848m)
	日高山脈襟裳 (G)	幌尻岳 (2052m)、アポイ岳 (810m)		丹後天橋立大江山	大江山(832m)
	大沼	駒ヶ岳 (1,131m)、(湖沼)		明治の森箕面	箕面山 (355m)
東北	下北半島 (G)	大釜臥山 (879m)		金剛生駒紀泉	生駒山 (642m)、金剛山 (1125m)、和泉葛城山 (866m)
	津軽	岩木山 (1626m)、白神岳 (1232m)、(海)		氷ノ山後山那岐山	氷ノ山 (1,510m)、蘇武岳 (1,074m)
	早池峰	早池峰山(1913m)、薬師岳 (1644m)		大和青垣	春日山 (297m)、高円山 (461m)、三輪山 (466m)
	栗駒 (G)	栗駒山 (1626m)、虚空蔵山(1409m)		高野龍神	護摩壇山 (1372m)
	蔵王	蔵王山(熊野岳) (1841m)、雁戸山 (1484m)	中国	比婆道後帝釈	吾妻山 (1288m)、比婆山 (1264m)
	男鹿 (G)	本山 (715m)、(海)		西中国山地	寂地山 (1337m)
	鳥海 (G)	鳥海山(新山) (2236m)		北長門海岸	(海)
越後三山只見 (BR)	八海山(入道岳) (1,778m)、越後駒ヶ岳 (2002m)、中ノ岳 (2,085m) 会津朝日岳 (1624m)	秋吉台 (G)		(ランドスケープ)	
関東	水郷筑波 (G)	筑波山 (709m)、(湖沼)	四国	剣山	剣山 (1955m)、三嶺 (1893m)
	妙義荒船佐久高原	妙義山(相馬岳) (1104m)、荒船山 (1423m)		室戸阿南海岸 (G)	(海)
	南房総	鋸山 (329m)、清澄山 (365m)		石鎚	石鎚山 (1982m)
	明治の森高尾	高尾山 (599m)	九州	北九州	権現山(677m)
丹沢大山	蛭ヶ岳 (1672m)、丹沢山 (1567m)	玄海		(海)	
北陸	佐渡弥彦米山	金北山 (1172m)、		耶馬日田英彦山	英彦山(1199m)
	能登半島	(海)		壱岐対馬	(海)
	越前加賀海岸	(海)		九州中央山地	国見岳 (1739m)、市房山 (1721m)
	若狭湾	(海)		日豊海岸	(海)
中部	八ヶ岳中信高原	八ヶ岳(赤岳) (2899m)、縞枯山 (2404m)、蓼科山(2531m)、茶臼山 (2006m)			祖母傾
	天竜奥三河	(河川)		日南海岸	(海)
	揖斐関ヶ原養老	妙法ヶ岳(665m)、飯盛山(745m)、養老山 (859m)		甌島	(海)
	飛騨木曾川	(河畔)		奄美群島	(海)
	愛知高原	(河畔)	沖縄	沖縄海岸	(海)
	三河湾	(海)		沖縄戦跡	(海)

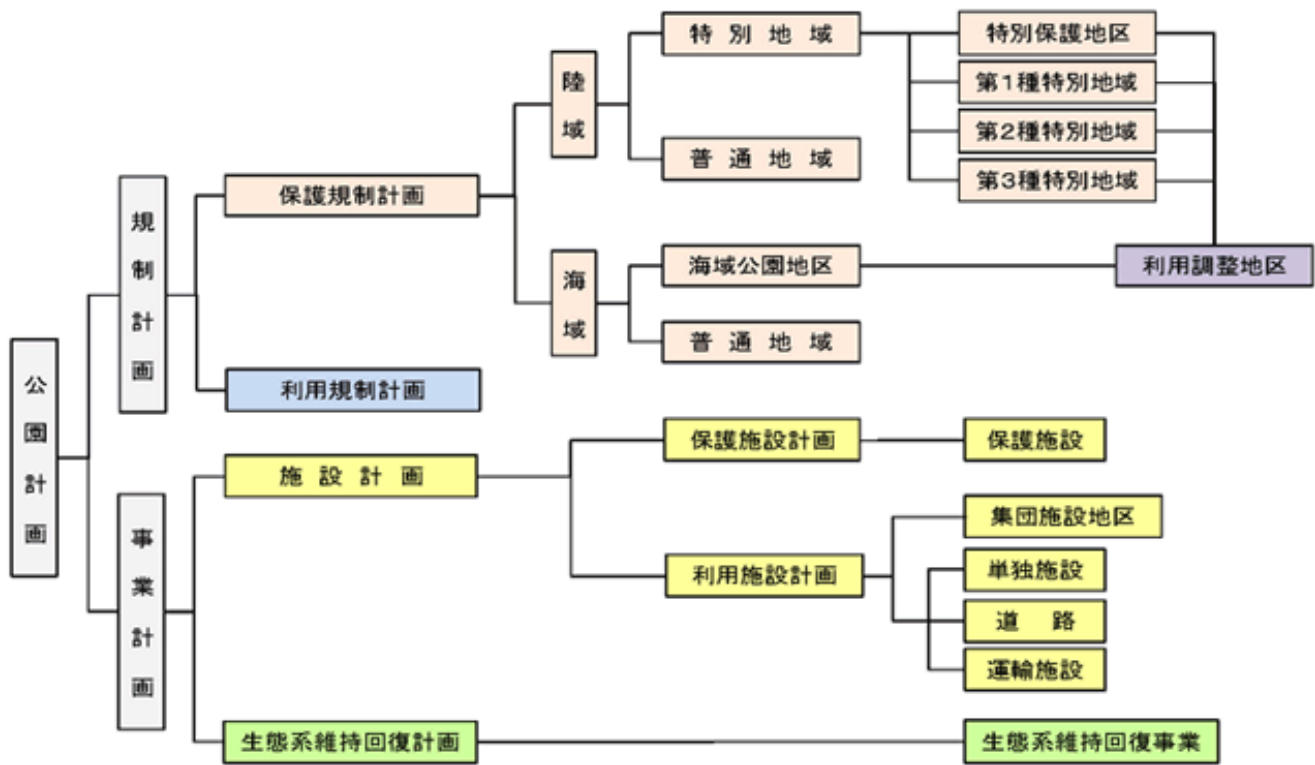
### ③ 都道府県立自然公園

自然公園法およびそれに基づく都道府県の条例により、都道府県を代表する優れた風景地について知事が指定する自然公園の一種です。環境大臣が指定する国立公園・国定公園とともに、自然環境の保護と快適で適正な利用を目的として設定されています。311 公園、合計約 197 万 ha(国土面積の 5.2%)が指定されています。

### ④ 自然公園の公園計画

公園の景観又は景観要素の保護、利用上の安全の確保、適正な利用の増進、並びに生態系の維持又は回復を図るために必要な施設整備や様々な対策に関する計画であり、次の図のように構成されています。



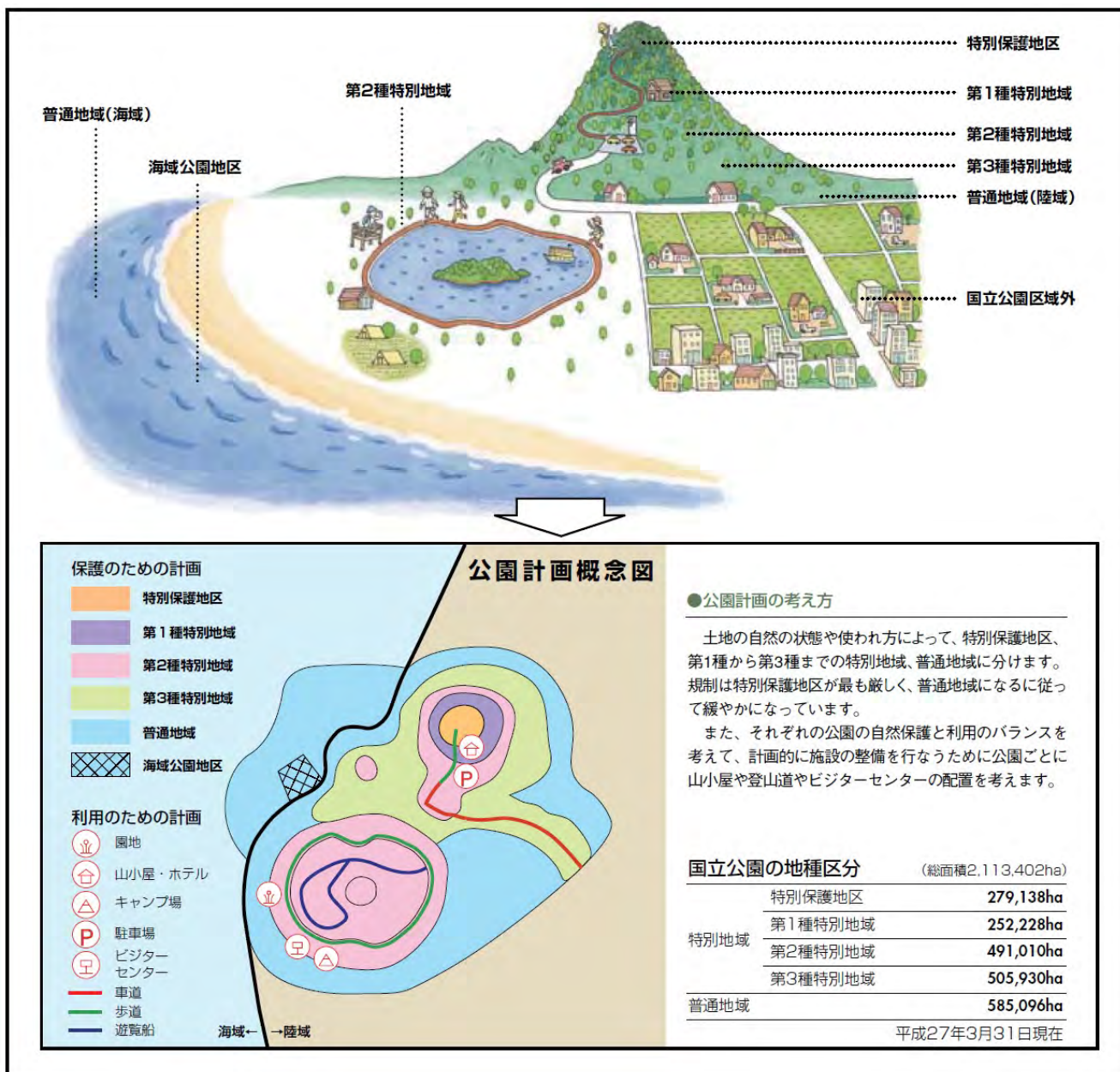


※利用調整地区は特別地域(特別保護地区・第1種～第3種特別地域)の中で指定できる。  
 ※都道府県立自然公園には特別保護地区及び海域公園地区の制度がない

公園内における特定の行為を規制することで、開発や過剰な利用から保護するための計画で、特別保護地区、第1種・第2種・第3種特別地域、海域公園地区、普通地域のように様々な規制の強さをもつ地域を公園内に設けています。

### 保護規制計画

地種	説明	記事	面積(ha)	
			国立公園	国定公園
特別保護地区	公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制される。	許可制	269.300 (13%)	66.490 (5%)
第1種特別地域	特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。	許可制	240.726 (12%)	171.103 (13%)
第2種特別地域	農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。	許可制	474.358 (23%)	382.798 (28%)
第3種特別地域	特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域。	許可制	477.101 (23%)	629.648 (47%)
普通地域	特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域(バッファゾーン)といえる。	届出制	5890.694 (29%)	93.253 (7%)



## ⑤自然公園の面積

面積という尺度で自然公園を捉えると次の表となります。この表から、単純に求めると自然公園1つ当たりの面積は国立公園が国定公園の約 2.8 倍の広さとなっています。自然公園の国土に占める割合について世界ではデンマークの 43.9%、パナマの 17.11%、ベネズエラの 14.36%、ブータンの 14.21%に次ぐものです。

自然公園は国土面積 14.4%を占めるが、その内37%が私有地の上に成り立っています。

自然公園面積の総括  
自然公園面積総括表

平成26年3月31日現在

種別	公園数	公園面積 (ha)	国土面積に 対する比率 (%)	内訳		普通地域			
				特別地域 特別保護地区 面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)		
国立公園	31	2,099,606	5.555	278,715	13.3	1,514,622	72.1	584,984	27.9
国定公園	56	1,359,155	3.596	66,183	4.9	1,264,910	93.1	94,245	6.9
都道府県立自然公園	314	1,972,560	5.219	—	0.0	721,467	36.6	1,251,093	63.4
合計	401	5,431,321	14.376	344,898	6.4	3,500,999	64.5	1,930,322	35.5

\* 国土面積は、37,795,010ha(平成22年全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院))による

種別	土地所有区分別面積(調査分のみ)				調査未了	合計				
	国有地	(%)	公有地	(%)			私有地	(%)	所有区分不明	(%)
国立公園	1,293,067	61.6	262,840	12.5	542,625	25.8	1,074	0.1	-	2,099,606
国定公園	624,184	45.9	195,468	14.4	539,503	39.7	0	0	-	1,359,155
小計	1,917,251	55.4	458,308	13.3	1,082,128	31.3	1,074	0.03	-	3,458,761
都道府県立自然公園	502,297	25.5	218,541	11.1	920,794	46.7	69,677	3.5	261,251	1,972,560
合計	2,419,548	44.5	676,849	12.5	2,002,922	36.9	70,751	1.3	261,251	5,431,321

注)再検討の終了していない公園等では土地所有別面積と公園面積合計が一致しない場合がある。

### (3) 鳥獣保護管理法に関する地域

#### ① 鳥獣保護区

鳥獣保護区は野生生物の保護・管理を目的に生息地を含む区域を保護区として設定する制度の一つです。鳥獣保護区の指定者は環境大臣または都道府県知事であり、それぞれ国指定鳥獣保護区(国設鳥獣保護区)、都道府県指定鳥獣保護区(都道府県設鳥獣保護区)と呼ばれています。鳥獣保護区では、鳥獣の捕獲が禁止されるほか、保全事業も実施されます。

区分	制度の概要	規制の概要
鳥獣保護区 (法第28条)	鳥獣保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	狩猟は認められない。
特別保護地区 (法29条)	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣保護及び生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	<<要許可行為>> ・工作物の新築等 ・水面の埋め立て、干拓 ・木竹の伐採 *1ha以下の埋め立て、干拓や住宅の設置など鳥獣の保護に支障がないとして政令に定める不要許可行為あり。
特別保護指定地域 (令第2条)	特別保護区の地域内に於いて、人の立ち入り、車の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれがある場所について指定するもの。	<<要許可行為>> ・植物の採取、動物の捕獲等 ・火入れ又は焚火 ・車馬の使用 ・動力船の使用 ・犬等を入れること ・撮影録画等 ・野外レクリエーション等

区分	国指定(国設保護区)		都道府県指定	
	箇所数	面積(千ha)	箇所数	面積(千ha)
鳥獣保護区	85	586	3,714	3,066
特別保護区	70	160	544	144
特別保護指定区域	2	1	3	6

#### (4) 種の保存法に関する地域

##### ① 生息地等保護指定地



##### 北岳キタダケソウ生育地保護区の例

設定日:1994(平成6年)12月26日 設定面積:38.5haの全域(山梨県中巨摩郡芦安村)

- ・南アルプス北岳山頂部南東斜面。標高2,750m以上の高山帯で高山植物群落地帯。
- ・キタダケソウの生育には、生育基盤である地形・地質の維持並びにキタダケソウ群落及び周辺植生の確保が必要。
- ・当該区域における各種行為は、地形、地質、植生等の生育環境への影響について特に配慮が必要。
- ・積雪期以外の期間(毎年6月1日から11月30日まで)について登山道を除く全域を立入制限地区に指定。

#### (5) 自然公園とそれぞれの指定地

##### 知床国立公園の地域例(1)

国立公園計画地域図



野生鳥獣保護区図



環境省知床アトラスから

## 知床国立公園の地域例(2)



### (6) その他の指定地(ユネスコ活動 自然科学・人文科学分野)

#### ①人間と生物圏(MAB)計画(ユネスコエコパーク)

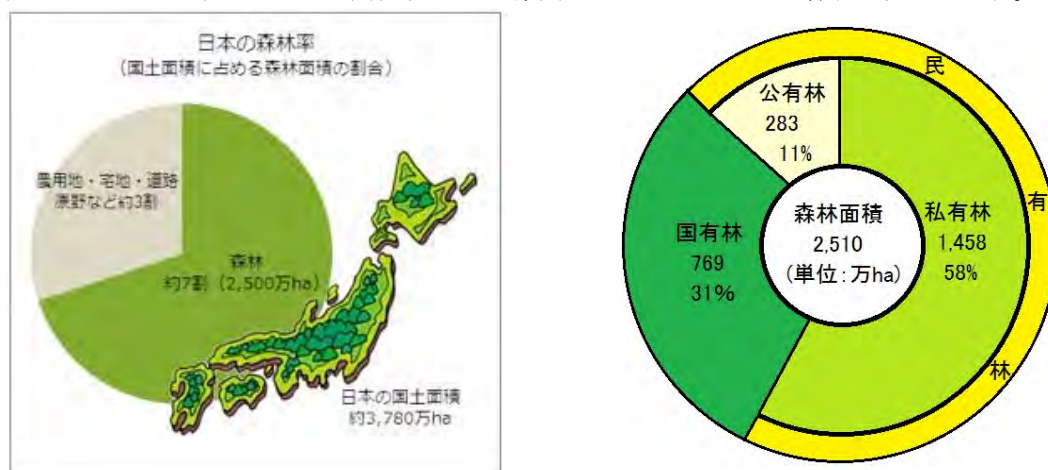
生物多様性の保護と持続可能な自然と人間との共生を目指す活動の一環として、ユネスコが認定する生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)において、生態系の保全と持続可能な利活用の調和に向けた実践が行われています。2018(平成30)年現在7地域が指定されています。(主な山岳地域についてはP〇～〇参照)

#### ②ユネスコ世界ジオパーク、日本ジオパーク

地質学的重要性を有する地層、岩石、地形、火山などの地質遺産を保護し、科学教育・地域振興等に活用することにより、自然と人間との共生及び持続可能な開発を実現することを目的とした事業で、2018(平成30)年現在ユネスコ世界ジオパークが9地域、日本ジオパークが34地域指定されています。(P38～39参照)

### 3.3 森林について

日本の国土は、総面積が約 3,780 万ヘクタールで、約 70%が山岳地帯で、約 67%が森林です。国土の 14%が自然公園に対し、森林面積は国土の 66%(約 7 割)の森林域を山域と考えると、自然公園に入らない山域が自然公園の 3.6 倍もあることとなります。日本は降水量が豊富で、温暖湿潤な気候であるため、どこでも木が育つ国土であるうえ、南北に長い国土のため沖縄の亜熱帯から北海道の亜寒帯までの気候の違いにより、また標高 3000mを越える山もあるため高山植物など標高によってもさまざまな森林が見られます。



## (1) 森林の機能

森林は、木材を生産する役割のほかに、野生生物が生息する場所となったり、雨水を地面に通すことによって水源を保つこと、地面に根をはるることによって土砂災害を防ぐこと、二酸化炭素を吸収し酸素をつくること、自然を楽しんだりを学ぶことなど、公益的な役割を果たす機能を備えています。

森林の持つ機能

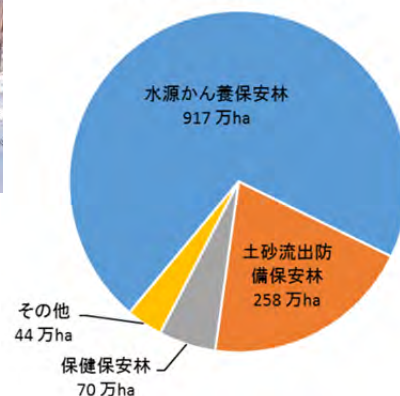
機能	機能の種類	機能	機能の種類
水源かん養	渇水緩和、洪水緩和、水質浄化	環境保全	二酸化炭素吸収、酸素供給、気温緩和、湿度維持、霧害防止、風害防止、飛砂防止、雪害防止、潮害防止、塵埃吸着、汚染物付着、騒音防止、火災延焼防止、災害時の避難場所の提供
災害防止	土砂崩壊防止、土砂流失防止、なだれ防止、落石防止、浸食防止		
保健文化	レクリエーション・保養、スポーツ、芸術・創造、自然とのふれあい、精神安定の場、景観、環境教育、生態系（生物多様性）維持	木材等生産	木材生産、その他森林生物の生産（特用林産物、薬草、動物、林間作物、昆虫等）

## (2) 保安林

公益目的を達成するために、伐採や開発に制限を加える森林のことです。農林水産大臣または都道府県知事が森林法第 25 条に基づき保安林として指定します。この場合、森林とは木竹の生育に供される土地を指し、現時点で生育しているか否かは問われません。目的に合わせて、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林など 17 種の保安林があります。



保安林の種類別面積(延べ面積)  
1,289万ha (H27.3.31現在)



## (3) 保護林

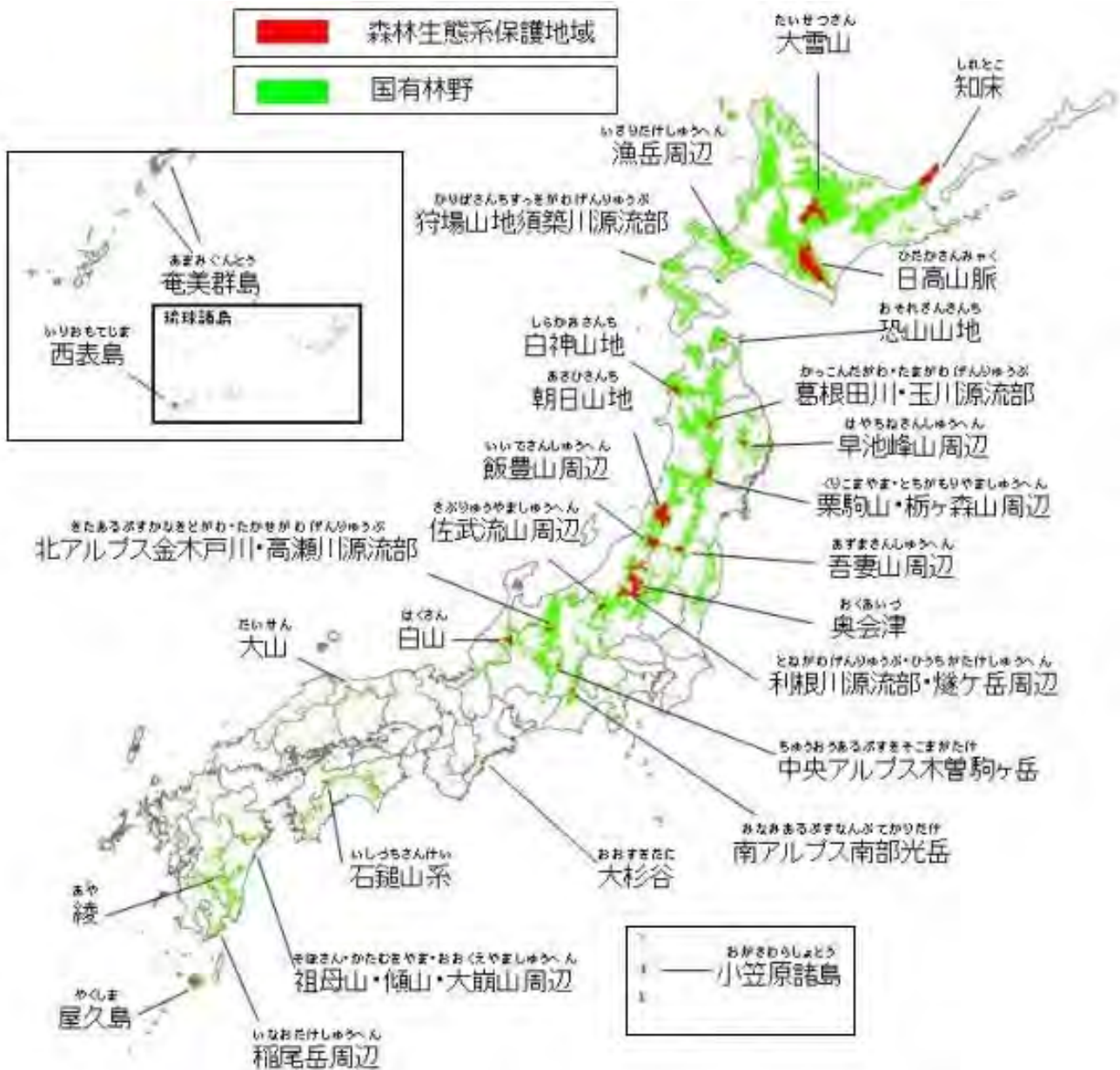
保護林は原生的な天然林などを保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的とした国有林野のことです。また、世界自然遺産の知床・白神山地・小笠原諸島及び屋久島についても、登録以前より、森林生態系保護地域として厳格に保護・管理されています。

国有林野事業では、国立公園法(1931(昭和6)年)や史跡名勝天然記念物法(1919(大正)8年)の時代以前、1915(大正4)年から保護林制度が施行され、適切な保護・管理が行われています。

保護林制度

種類	目的
森林生態系保護地域	我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資する。
生物群集保護林	地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資する。
希少個体群保護林	希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理することにより、当該野生生物個体群の持続性を向上させ、野生生物の保護、遺伝資源の保護、学術の研究等に資する。

## 生態系保護地域



最近では人の手入れが行きとどかないので、やせ細っている森林が目立つようになってきました。例えば、スギ、ヒノキ、カラマツ、アカマツ、クロマツなどは成長が早く、建物の材料などに利用できる針葉樹です。しかし、こうした木を良く成長させるためには、いらない枝を切ったり(枝打ち)、巻きついた蔓を切ったり、不良樹などを取り除く(除伐)、成長させる木だけを間引く(間伐)などの人の手入れが必要なのです。

こうすることで森林に日がさして明るくなり、地面には樹木以外の植物も育ちやすくなります。そのため、土が雨で流されることを防ぐことができ、土砂災害に強い森林となります。人の手入れがされていない森林では、日がさしにくいために暗く、地面に植物が育ちにくくなり、土がむき出しとなり、雨で流れ出やすくなるばかりでなく、日が当たらないので、良い材になりません。このように、人が森林の手入れを行うことは、森林そのものを強くし、土砂災害が起こりにくい国土をつくることにもつながると考えられます。

森林の公益的機能の貨幣評価は総額で概ね 75 兆円に上るとされているけれども、産業(林業)として深刻な経営難が叫ばれています。2011(平成 23)年に政府は「森林・林業再生プラン」を発表し、今後 10 年間を目途に、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとしています。この成果を期待し、我々は国民としての立場から、健全な森林・健全な林業の再生を応援したいものです。

## 【補足資料2】 山菜採取について

自然から恵みを山菜の味わいに感じる場合があります。自然の中で自然とともにあるとき、古くから伝わる食文化の自然食として、山菜について正しい理解をしてみたいと思います。植物は動くことができず逃げようがありません。よって有毒成分によって自己防衛する仕組みが発達したと考えられています。私たちは食文化としての山菜を捉える時、植物の防衛力(毒)に対抗するための特殊な酵素を出してその毒を中和する身体的機能を獲得してきた動物たちと比べ、人間の無防備ぶりを認識し、知恵と経験で作られてきた食文化を通して自然について考えたいと思います。

### 誤食が考えられる山菜例

#### 食べられる山菜



ニリンソウ



ギボシ(ウルイ)



コシアブラ



タラの木



セリ

#### 類似毒草(木)



トリカブト



バイケイソウ



ニワトコ



ヤマウルシ



ドクゼリ

#### 見分け方(採取時の注意点)

- 食** 春を迎えた頃、白い2輪の花を咲かせる、主に葉を食す。  
**毒** トリカブトは葉の切り込みが深い素人目では判断が出来ない。葉の特徴はニリンソウの厚く、光沢が有る。  
**採取** 同じ場所に混生(生息)しており、花の咲てるかを確認して花の有る株からの茎と葉を採取する。  
**症状** トリカブトの根は猛毒で即効性、中枢神経に素早く作用し、呼吸困難から窒息、ケイレンして短時間で死にいたりします。植物界最強毒性と云える。
- 食** ギボシ類中で山菜と云われるのはオオバギボシで東北地方ではウルイと呼ばれている、日当たりの良い湿地に生える。  
**毒** バイケイソウは新芽の時期がギボシに酷似して見間違える。  
**採取** ギボシの葉の形状は広がっていて先が尖っている。  
**症状** 全草にアルカロイドを含み、中毒になると嘔吐、下痢症状なる。食べた量により死ぬ場合もある。
- 食** コシアブラはウコギ科若葉に長さが10Cm程度の時の茎や葉の裏側にウブ毛は有る、出たての新芽は袴から折り採取  
**毒** ニワトコは人により成るとの事、本により異なる記載が有る  
**採取** コシアブラとニワトコとは葉の色や構成で見分ける。  
**症状** 食後10数時間後(人により異なる)、吐き気、下痢となる。接骨木と書き、打ち身、捻挫、骨折の外用薬に使用。
- 食** フキノトウは雪解けと共に出てくる、中央にポッチと呼ばれる花が有り、一種独特な匂いが有り、匂いで判別する。  
**毒** ハシリドコロは春先の芽吹き頃の葉の色は黄緑色であり、大きくなると間違える事は無い、新芽の頃間違え易い。  
**採取** 形状が全く異なる、フキノトウには匂いが有る。  
**症状** 副交感神経を麻痺させる興奮状態になり泣き喚きハシリ回る、根茎は薬用に使用される。又、ゴマナの新芽と間違え易い。
- 食** タラの芽(タラッポ)ウコギ科の落葉木で幹にトゲが有る、(園芸種=トゲ無し)新芽を7~15cmで折採る。  
**毒** ヤマウルシは落葉小高木で高さ5~8mになり、雌雄異株で、5~6月頃に黄緑色の小さな花を円錐状に集め咲く。  
**採取** 新芽は酷似しているのもので木の幹にトゲが有るものを採取。  
**症状** ウルシオールと云う有毒成分が含まれ皮膚に触れると個人差は有るが炎症(カブレ)をおこす。木の下を通っただけで炎症(カブレ)をおこす人もいます。
- 食** セリは田んぼや小川のふちに生息し、柔らかそうな新芽を摘む。  
**毒** ドクゼリは沼や池の少し深い所に生息するが、田んぼにも植生する。水湿地に生え、草丈は1m近くになる。  
**採取** ドクゼリの根茎を割ると竹の子のように節がある。  
**症状** 中毒症状は嘔吐、胃痛、精神錯乱から全身麻痺死にいたる。



◎ 食べられるニラ（野菜）と毒の有る水仙（草花）の誤食例もあり、食べて亡くなった方も居ます。  
 ※ 一般的に知られて市販されている「山菜」



ギョウジャニンニク



ワラビ



ハリギリ



コゴミ



イラクサ (アイコ)



ミズ (ウワビミソウ)



ヤマウド



ゼンマイ (乾燥品)

### ◎山菜採取のマナー

1. 山菜採取地の多くは地元住民により入会権が確立されていますので入山に際しては充分注意して下さい。(地元の親類縁者や知人の方の同行があればトラブルは少ないようです。) 又、国立公園や国定公園で採取した場合は自然公園法で罰せられます。
2. 山菜狩り(採取)にはその道に詳しい人と同行するようにして下さい。何事も素人判断は非常に危険です。・・・毒の有る植物の誤採取・誤食の防止。
3. 自分で判断してはつきり食べられると解かる山菜のみ採取するようにして下さい。
4. 山菜採りのルールを守りましょう。(掘穴は元のように土を掛け埋め戻す、ねこそぎ採取はやめ必ず1本の芽は残しましょう。)

### 【 毒の山菜を誤食した場合の処置について 】

- 1) 毒草と云われる植物については熱加工や乾燥によっても、毒成分は分解しません。
- 2) 山菜を食べた後に激しい腹痛や下痢、胃痛、嘔吐等の症状が出た時は、すみやかに然るべき医療機関の診察を受けて下さい。
- 3) 応急処置として、食べた物を吐かせる事・・・PE袋のなかに吐かせ医療機関に渡します。
- 4) 吐かせるためには「牛乳」「緑茶」「木炭の粉末を入れた水」「多量の水」等を多く与え胃の中の物を吐かせます。(胃を守り、毒性を薄め、毒の中和に効果があります)
- 5) 山菜の料理前の分別、洗浄の際に確認を行って下さい。(ゴミや毒草の混入防止の為)
- 6) 上の表以外の毒草(木)にはアセビ(馬酔木)、エゴノキ、オキナグサ、福寿草、キンポウゲ類、シキミ、ヒガンバナ、クサノオウ、クロウメドモ、タケニグサ、トウダイグサ(ノウルシ)、ソテツ等。又、ナンテンやオニバシリ等の実に毒成分が含まれる。ヤマゴボウ、ヨウシュヤマゴボウ(おみやげとして市販されているヤマゴボウは栽培したオニアザミの根です)・・・身近ではジャガイモの芽の部分も有毒です。これらの植物の中には薬品の成分として利用されているものも有ります。
- 7) 食べられる山菜(木)の中にはトゲのある物に注意。トゲに皮膚の炎症や化膿を起こす起因となる「毒」成分が含まれる植物の中に「タラの木」「イラクサ」などあります。(皮膚の炎症や化膿の発生は人により異なります。)

尚、写真及び山菜の説明文は山溪フィールドブックス 木原浩氏著書「山菜」及び永岡書店 後藤雄佐氏・星川清親氏共著「山菜取りの楽しみ」から引用いたしました



公益社団法人 日本山岳・スポーツクライミング協会  
自然保護委員会

〒150-8050 東京都新宿区霞ヶ丘町 2 番 4 号 Japan Sport Olyympic Square 807

電話 03-5843-1631

FAX 03-5843-1635

HP [www.jma-sangaku.or.jp](http://www.jma-sangaku.or.jp)

E-Mail [info@jma-sangaku.or.jp](mailto:info@jma-sangaku.or.jp)